

補助金調書

補助金名	野菜・花き生産安定事業補助金				担当課 (連絡先)	農林水産局総務農林部 (農業振興・イノシシ等対策担当) (TEL092-711-4852)
交 付 先	☐ 団体	福岡市野菜・花き生産安定資金協会			区分	その他の補助金
交付先決定方法	☐ 非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
(非公募の場合) 非公募の理由	補助目的を達成し得る事業実施主体が限定されるため。					
補助開始年度	昭和46	年度	経過年数	55	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	福岡市内産の野菜・花きの計画的な生産及び出荷並びに生産の安定的拡大を図るため、野菜・花きの市場価格が一定の価格を下回った場合にその差額につき野菜・花き生産安定交付金を交付し、また野菜・花き農家の経営の安定供給に資するため、協会が実施する福岡市野菜・花き生産安定事業について補助するものとし、対象とする事業は次のとおりとする。 (1) 交付金の交付に要する協会の事務費及び人件費。 (2) 交付金の交付に必要な資金の造成。					
補助金の終期	令和11	年度	延長回数	3	回	
終期を延長する理由	本事業は福岡市内産の野菜・花きの市場価格が一定の価格を下回った場合にその差額につき交付金を交付し、新鮮な野菜・花きの供給、生産者の経営の安定に資することを目的としている。福岡市内産の野菜・花きの計画的な生産及び出荷並びに生産の安定的拡大を図るため、今後も本事業の存続が必要と判断したもの。					
交付対象経費及び補助金の算定方法等	☐ その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 ○補助対象経費 ・補助対象事業の実施に要する経費のうち、協会の事務費については、印刷消耗品費、使用料及び賃借料、報償費、人件費等 ・補助対象事業の実施に要する経費のうち、資金の造成については、協会の定める規程集に基づき行う ○補助金額の算定方法 交付金資金の造成 負担割合及び準備率に応じて行う。 負担割合・・・市70%、農協10%、生産者20% 準備率・・・市10%、農協10%、生産者40%				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】 ○間接補助の理由 事務量等の関係でやむを得ないため。 ○再交付の配分基準・審査基準 配分基準については、別紙参照。 審査基準については、事業計画書、収支予算書、品目別計画書、補助事業に関する前年度決算書類等にて、その成果を審査する。					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	1 件	1 件	1 件		
	7,813 千円	1,889 千円	4,542 千円	2,583 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	対象品目の市場価格が一定の価格を下回った場合にその差額につき交付金を交付する。					
補助金交付 による効果	計画生産・出荷の促進及び生産の安定的拡大を図り、野菜・花き経営の安定及び市民への生鮮野菜・花きの供給が図られている。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。